

茨建協発第 177 号  
令和 2 年 12 月 14 日

会 員 各 位

茨城県建設産業団体連合会  
一般社団法人 茨城県建設業協会  
会 長 石 津 健 光  
(公印省略)

建設業における働き方改革セミナーの開催について  
～建設現場における「労務管理」のポイント～

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今まで建設業は、「時間外労働の限度に関する基準」(36 協定)の適用除外業務となっていましたが、2019 年 4 月 1 日から「働き方改革関連法案」が順次施行され、時間外労働の上限規制については、今まで上限規制の適用除外であった建設業も 2024 年 4 月以降は、他業種同様適用になり、守らないと罰則が課せられます。

つきましては、標記のセミナーを下記のとおり開催いたしますので、業務ご多忙中とは存じますが、是非ともご出席くださるようお願い申し上げます。

なお、準備の都合がございますので、令和 3 年 2 月 1 日(月)までに、別紙参加申込書を茨城県建設業協会業務課までご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和 3 年 2 月 1 5 日(月) 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
2. 場 所 茨城県建設技術研修センター 3 階 大ホール  
水戸市青柳町 4 1 9 3 TEL : 0 2 9 - 2 2 8 - 3 8 8 1
3. 講 師 櫻井 好美 氏(特定社会保険労務士)
4. 対象者 労務担当者
5. 定 員 1 0 0 名(定員になり次第締め切らせていただきます。)
6. 受講料 無 料
7. 内 容
  - ・建設業の課題(雇用と請負)
  - ・働き方改革
  - ・労働時間と上限規制
  - ・割増賃金
  - ・労働時間管理
  - ・労働法の時効
  - ・建設現場の就業規則
  - ・年次有給休暇に関すること
  - ・同一労働同一賃金
  - ・働きやすい職場づくりのために
  - ・その他
8. 申込み先及び問合せ先  
一般社団法人 茨城県建設業協会 業務課  
TEL : 0 2 9 - 2 2 1 - 5 1 2 6  
FAX : 0 2 9 - 2 2 5 - 1 1 5 8  
E-mail : [gyoumuka@ibaken.or.jp](mailto:gyoumuka@ibaken.or.jp)